

令和2年 第3回

宮崎市教育委員会（定例会）

会 議 録

令和2年 第3回宮崎市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和2年3月18日(水) 13:40～15:30
- 2 場 所 教育委員会室
- 3 出席者 **【教育長・教育委員】**  
 西田教育長、今門代表教育委員、畠山委員、江草委員、柳田委員  
**【事務局】**  
 河野教育局長  
 (企画総務課) 川辺課長、富田補佐、河野室長、竹下係長、  
 堀指導主事、鬼束主任主事、黒田主任主事、三角主事  
 (学校施設課) 野口課長、年増補佐  
 (学校教育課) 押川課長、串間補佐、小川補佐  
 (教育情報研修センター) 和田所長、黒木次長  
 (生涯学習課) 黒岩課長、中村補佐  
 (保健給食課) 中野課長  
 (文化財課) 富永課長、川崎補佐

4 議 案

| 番号     | 件名                                | 説明者    |
|--------|-----------------------------------|--------|
| 議案第5号  | 課長相当職以上の職にある者の人事異動について            | 教育局長   |
| 議案第6号  | 宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について          | 教育局長   |
| 議案第7号  | 宮崎市教育委員会公印規則の一部改正について             | 企画総務課長 |
| 議案第8号  | 宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について | 企画総務課長 |
| 議案第9号  | 宮崎市学校運営協議会規則の制定について               | 企画総務課長 |
| 議案第10号 | 宮崎市立学校管理規則の一部改正について               | 企画総務課長 |
| 議案第11号 | 宮崎市社会教育指導員に関する規則の一部改正について         | 企画総務課長 |

## 5 報 告

| 番号     | 件名                                 | 説明者    |
|--------|------------------------------------|--------|
| 報告第6号  | 新型コロナウイルス感染症に係る対応について              | 教育局長   |
| 報告第7号  | 令和2年第1回宮崎市議会定例会（3月）の報告について         | 教育局長   |
| 報告第8号  | 臨時代理の報告について                        | 学校教育課長 |
| 報告第9号  | 令和元年度第4回宮崎市いじめ防止対策委員会の報告について       | 学校教育課長 |
| 報告第10号 | 事故等の報告について                         | 学校教育課長 |
| 報告第11号 | 令和元年度第2回宮崎市青少年指導委員のあり方検討委員会の報告について | 生涯学習課長 |

|        |   |
|--------|---|
| 西田教育長  | <p>それでは定刻になりましたので、ただ今から、第3回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>本日の傍聴者はありません。</p> <p>会次第「2 会議録署名人の指名」です。本日の会議録の署名人は、私西田と、今門代表教育委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>  |
| 委員     | 異議なし。   |
| 西田教育長  | <p>会次第「3 行事報告等」に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>「(1) 教育長報告」ですが、こちらに記載のとおりとなっております。</p> <p>次に、「(2) 委員報告」は、こちらに記載のとおりとなっておりますが、2月21日(金)に東京都で開催されました「令和元年度市町村教育委員研究協議会」について、畠山教育委員から報告をお願いいたします。</p>   |
| 畠山教育委員 | <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、マスク着用、アルコール消毒が徹底されるなかで、全国から105名が集い開催されました。</p> <p>行政説明の中で、様々な市民の意見を教育委員が教育行政に繋げて欲しいというような言葉がありました。また、Wi-Fiがない、和式トイレのまま、エアコンのない衛生面の悪い学校の課題解決に向けて、予算化して、より良い学校環境を作りたいという言葉もありました。また、その後、研究分科会があり、私は第4分科会の「教育の情報化について」というテーマに参加させていただきました。九州の宮崎から東京へ出向くわけですから、地方から参加しているという意識でおりましたが、参加された方の話を聞いておりましたら、東京都でも神奈川県でも、小さい学校は小さいし、田舎は田舎なんだと。特に、東京都の委員がおっしゃっていたのは、学校の耐震工事などで予算を使って、「教育の情報化」という部分が非常に遅れているようです。そこは宮崎市の方が先を行っていると感じました。文科省に対しては、自治体任せでなく、スピード感を持って整備してほしいという意見も出て、非常に活発な協議会でした。このような時期でしたが、参加が出来てありがたいと思いました。</p> |
| 西田教育長  | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に「(3) 教育局長報告」です。2月21日(金)から3月13日(金)で開催されました「令和2年第1回宮崎市議会定例会(3月)」につきましては、後ほど議事の報告として、事務局から説明いたします。また、各課行事報告等でございますが、学校教育課の「令和元年度第4回宮崎市いじめ防止対策委員会」、生涯学習課の「令和元年度第2回宮崎市青少年指導委員のあり方検討委員会」につきましても、後ほど議事の報告として、事務局から説明いたします。</p> <p>これまでの報告に対する質問や、委員の方でお気づきになった点、これからの課題、また感想等ありましたら、お願いいたします。</p>   |
| 委員     | なし。   |

|             |  |
|-------------|--|
| 西田教育長       | <p>他にないようでしたら、会次第「4 議事」に入らせていただく前に、進行の都合上、31ページ会次第「5 その他」の報告事項「(仮称)宮崎市文化芸術基本条例(素案)に関するパブリックコメントの実施について」、説明をお願いします。</p>   |
| 山本文化・市民活動課長 | <p>ただいま検討を進めております「(仮称)宮崎市文化芸術基本条例(素案)に関するパブリックコメントの実施について」、報告をさせていただきます。委員の皆様方におきましては、A4の一枚紙で、「意見募集について」の資料と「(仮称)宮崎市文化芸術基本条例(素案)」という資料がございます。まず、意見募集について資料をご覧ください。まず、「1 概要」です。本市の文化芸術の振興につきましては、平成29年度に策定しております第3次宮崎市文化振興計画に基づきまして、施策を展開しております。今回の条例制定の検討は、今年の10月から12月にかけて、本県で開催が予定されている国文祭、芸文祭の大会を好機と捉えまして、本市の文化施策の柱となります条例を制定することにより、文化芸術に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することに繋げてまいりたいと考えております。次に「2 主な経緯」についてでございます。時系列で記載しております。平成29年に文化芸術基本法の改正を受けまして、本市におきましても、平成30年に現行の文化振興計画を策定しております。この間、宮崎市議会におきまして、条例制定に関する一般質問がございました。市長から前向きに検討させていただくという旨の答弁を行っております。その後、条例検討のための予算化を行いまして、本年度7月と11月に庁内の関係課で構成される幹事会を開催しております。教育委員会からは、学校教育課、生涯学習課、文化財課にも参加をいただいております。それから、外部委員10名で構成される検討委員会につきまして、8月、9月、12月に会議を開催し、ご意見を賜ったところでございます。これらの意見も踏まえながら、庁内では、総務法制課を始め、協議を重ねておりまして、今回の条例の素案に対するパブリックコメントを実施いたします。</p> <p>それでは、条例の素案を説明いたします。3月17日から1ヶ月間、市民の皆様からの意見を募集しております。表紙をめくっていただいて、ここからが本編でございます。こちらの条例は大きく7つの項目で構成されております。</p> <p>「1 条例の目的」につきましては、文化芸術基本条例を踏まえた内容を記載させていただいております。「2 条例の基本理念」につきましては、(1)から(6)までの6項目を掲載しております。こちらにつきましても、法律に規定されました理念を踏まえながら、本市の文化政策の基本理念として記載させていただいております。(3)になりますが、本市の文化資源の次世代への継承での配慮、(4)が若い世代の文化芸術活動の促進への配慮、(5)文化活動を通じた障がい者の社会参加の促進への配慮、(6)が文化芸術により、生み出される多様な価値を地域の活性化に生かすための関連部門との連携への配慮といったものを記載しております。「3 宮崎市の役割等」につきましては、それぞれ関係者の役割と致しまして、1が宮崎市、2が市民、3が文化芸術団体、4が事業者、5が学校と記載しておりまして、6の関係者相互の連携となっております。「4 基本的施策等」につきましては、11</p> |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>項目を掲げまして、本市の基本的な施策の方向性を記載しております。</p> <p>最後の6ページでございますが、「5 審議会の設置」ですが、こちらは本市の文化芸術の推進に関する重要事項を審議するために本市の附属機関として、審議会を設置することを記載しております。「6 文化芸術振興基金」につきましては、現行の条例で既に整備されておりますけれども、その内容を今回検討しております条例に組み入れて、一体的に条例として作り上げたいと考えております。最後に「7 条例の施行時期」につきましては、今年の9月の定例市議会に提案を予定しているところでございます。説明は以上です。</p>   |
| 西田教育長       | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に対して、ご質問はございませんか。</p>  |
| 畠山教育委員      | <p>市民の意見募集は、ホームページからの申し込みになるのでしょうか。</p>  |
| 山本文化・市民活動課長 | <p>ホームページ、それから市の各窓口や市の文化施設、市民文化ホール、市民プラザ等にも置いております。</p>  |
| 西田教育長       | <p>他に質問はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>山本課長、ありがとうございました。</p> <p>それでは「4 議事」に入らせていただきます。3ページをご覧ください。本日、議案が7件でございます。</p> <p>議案第5号「課長相当職以上の職にある者の人事異動について」、</p> <p>議案第6号「宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」につきましては、傍聴者・事務局職員の退室の必要がございますので、会次第7「行事予定」の説明後に、ご審議いただきます。</p> <p>それでは、資料6ページの議案第7号「宮崎市教育委員会公印規則の一部改正について」、説明をお願いします。</p>   |
| 川辺企画総務課長    | <p>議案第7号「宮崎市教育委員会公印規則の一部改正について」でございます。7ページの議案第7号別紙新旧対照表をご覧ください。提案理由にもありますとおり、宮崎市生目の杜遊古館が指定管理者に管理されるため、公印の廃止等を行うものでございます。現在、文化財課が教育委員会印又は教育長印を使用する場合には、使用者が公印を管守している企画総務課まで来課しなくてもいいように、文化財課のある生目の杜遊古館に「専用印」を設置しているところでございます。しかしながら、ご案内のとおり、生目の杜遊古館が指定管理者に管理されることとなり、文化財課が生目の杜遊古館から清武総合支所に移転することとなったため、当該「専用印」を廃止するものでございます。7ページ別表(1)現行の表の3段目管守課の文化財課の部分と、一番下の文化財課の部分削除するものでございます。また、併せて、指定管理により公印である「生目の杜遊古館長之印」も設置する必要がなくなったため、当該「館長之印」も廃止するものでございます。9ページの右側、現行の表の「宮崎市生目の杜遊古館長之印」の部分削除するものでございます。なお、それに伴いまして、現行の表の「その2」の4と、次のページの21を削除しております。その他、これらの廃止に伴い、文言の整理など所要の改正を行うものでございます。説明は以上です。</p> |

|          |   |
|----------|---|
| 西田教育長    | ただいま説明のありました、議案第7号について、ご質問はございませんか。   |
| 委員       | なし。   |
| 西田教育長    | ほかに質問がないようでしたら、議案第7号「宮崎市教育委員会公印規則の一部改正について」、ご承認いただけますでしょうか。   |
| 委員       | 異議なし。   |
| 西田教育長    | ありがとうございました。議案第7号は承認されました。<br>次に、議案第8号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」、説明をお願いします。  |
| 川辺企画総務課長 | 提案理由にもありますとおり、令和2年4月1日付けの組織改編により、所要の改正を行うものでございます。現在、教育委員会の業務を市長部局の「保育幼稚園課」の職員に補助執行させておりますが、このたびの組織改編により、その保育幼稚園課の組織上の所属が「福祉部」から、新たに設置される「子ども未来部」に変更になりますことから、第2条、第3条、第4条、第6条の該当箇所について文言の改正を行うものでございます。<br>また、平成31年4月1日から「宮崎市清武地区交流センター」が供用開始され、清武総合支所の職員に補助執行させておりますが、当該規定の整理がなされていなかったために、第2条第4項第3号に追加を行うものでございます。説明は以上です。  |
| 西田教育長    | ただいま説明のありました、議案第8号について、ご質問はございませんか。   |
| 委員       | なし。   |
| 西田教育長    | ほかに質問がないようでしたら、議案第8号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」、ご承認いただけますでしょうか。   |
| 委員       | 異議なし。   |
| 西田教育長    | ありがとうございました。議案第8号は承認されました。<br>次に、議案第9号「宮崎市学校運営協議会規則の制定について」ですが、こちらは、議案第10号「宮崎市立学校管理規則の一部改正について」と併せて説明をお願いします。   |
| 川辺企画総務課長 | 「議案第9号宮崎市学校運営協議会規則の制定について」でございまして、14ページの下の枠内にありますように、地教行法において、学校運営協議会の設置が努力義務とされ、また、設置する場合には、教育委員会規則で必要事項を定めることとされています。本規則案は、保護者や地域住民、学校の代表者等で構成するコミュニティ・スクール推進委員会でのご意見を踏まえ、準備してまいりましたが、来年度からの実施に向け、今回ご提案するものでございます。<br>それでは、規則案の主な内容についてご説明させていただきます。15ページをご覧ください。第1条の「趣旨」では、この規則が、学校運営協議会に関して必要な事項を定める旨を規定しています。第2条「設置」では、学校運営協議会を、単独校又は複数校で設置することができる旨を規定しています。また、本市の学校運営協議会では、第1号から第4号に掲げる事項を推進し、学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図ることを目的としていることを規定しています。特に、第3号の「学校と地域住民等の双方向の地域貢献の環境づくり」、第4号の「地域協議会、地域まちづくり推進委員会との連携・協働」を明記していることは、 |

本市規則の特色であると考えております。続きまして、第3条「委員」では、委員構成と人数を規定しています。まず、構成員ですが、主に保護者や地域住民となりますが、校長も委員として位置付けをしています。これは、学校運営協議会が、単に学校が地域の意見を聴くだけでなく、校長も対等に意見を述べることのできる「合議制」の協議機関であることを明確にする意味合いがございます。また、委員の人数は、16名以内とし、複数校で設置する場合は、柔軟に対応できるような規定としています。

16ページをお開きください。第5条「任期」では、委員の任期を任命の日から当該年度末までとし、再任できることを規定しています。第9条では、会議は原則公開とすること、第10条で、必要に応じて部会などの組織を設けることができること、第11条で、校長が作成する学校運営に関する基本的な方針について、学校運営協議会が承認し、校長は、これに従って学校運営を行うことなどを規定しています。

17ページをご覧ください。第12条で、職員の任用に関する意見を述べる範囲について定めております。第13条で、学校の運営状況等の評価を行うことを位置づけ、従来の学校関係者評価から機能を移行するものであることを規定しています。第14条で、学校運営協議会に対し、地域住民等の学校運営への参画の促進と、協議結果等についての地域住民等への情報提供に努めるよう規定しています。最後に、第15条と第16条でございしますが、学校運営協議会が適正に運営されるよう、教育委員会が行うこととして、委員への研修のほか、運営状況を的確に把握し、適正な運営がなされていない場合は、適正な運営を確保するための措置を講じることなどを規定しています。

以上が、規則案の説明であります。令和2年度は、前回の定例教育委員会でも報告しましたとおり、モデル校として、複数校での設置校として大宮中学校区と清武中学校区を、単独校の設置校として、広瀬北小学校と生目中学校の4つの学校運営協議会を設置することとしております。

今後、各地域協議会などの場でコミュニティ・スクールについて説明を行い、地域の方々に理解を深めていただきながら、7月設置を目標に準備を進めてまいりたいと考えております。なお、この規則の施行日は、本年4月1日を予定しております。

続きまして、18ページをお開きください。議案第10号「宮崎市立学校管理規則の一部改正」についてでございます。提案理由にありますとおり、先ほどの宮崎市学校運営協議会規則と関連があるため、続けて説明させていただくものでございます。

19ページをご覧ください。まず、下の方の第73条の2からご説明いたします。この規定は、現行の「学校関係者評価」に関する規定であります。学校運営協議会が設置されますと、学校関係者評価は、学校運営協議会において行うことになるため、その旨を、第2項として追加するものでございます。なお、その他の改正でございますが、第8条及び第9条は、「国民の祝日に関する法律」が改正され、本年1月1日をもって、従来の「体育の日」が「スポーツの日」に名称変更されたことに伴うものであります。現行の規定では、1学期と2学期の区切りを、「体育の日」の表現を用いて規定しておりましたが、本年は、特例により、この「ス

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>ポーツの日」が、オリンピック開会式の7月24日とされていること、「スポーツの日」と記載がなくても、「10月の第2月曜日」だけでその期日が特定できることから、「体育の日」という文言を削除することとしたものでございます。次に第61条ですが、県費負担教職員の人事評価につきましては、平成28年度から、現行の人事評価に関する県教育委員会規則に基づき実施しているところですが、その引用規定が、旧制度の「勤務評価」のままとなっていますので、今回、併せて改正するものでございます。なお、本規則の施行日は、本年4月1日を予定しております。説明は以上でございます。</p>   |
| 西田教育長    | <p>ただいま説明のありました、議案第9号と議案第10号について、ご質問はございませんか。</p>  |
| 委員       | <p>なし</p>  |
| 西田教育長    | <p>ほかに質問がないようでしたら、まず、議案第9号「宮崎市学校運営協議会規則の制定について」、ご承認いただけますでしょうか。</p>  |
| 委員       | <p>異議なし。</p>   |
| 西田教育長    | <p>ありがとうございます。議案第9号は承認されました。次に、議案第10号「宮崎市立学校管理規則の一部改正について」、ご承認いただけますでしょうか。</p>   |
| 委員       | <p>異議なし。</p>   |
| 西田教育長    | <p>ありがとうございます。議案第10号は承認されました。次に、議案第11号「宮崎市社会教育指導員に関する規則の一部改正について」、説明をお願いします。</p>   |
| 川辺企画総務課長 | <p>議案第11号「宮崎市社会教育指導員に関する規則の一部改正について」でございます。議案第11号別紙の新旧対照表をご覧ください。提案理由にもありますとおり、会計年度任用職員制度の導入に伴い、引用する条例が改正されるため、所要の改正を行うものでございます。社会教育指導員の報酬及び費用弁償につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、来年度から、現在の「宮崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」ではなく、新たに制定された「宮崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「同条例施行規則」の規定の適用を受けることとなります。このため、報酬及び費用弁償」の部分を削除するものでございます。説明は、以上です。</p> |
| 西田教育長    | <p>ただいま説明のありました、議案第11号について、ご質問はございませんか。</p>  |
| 委員       | <p>なし。</p>   |
| 西田教育長    | <p>ほかに質問がないようでしたら、議案第11号「宮崎市社会教育指導員に関する規則の一部改正について」、ご承認いただけますでしょうか。</p>  |
| 委員       | <p>異議なし。</p>   |
| 西田教育長    | <p>ありがとうございます。議案第11号は承認されました。次に、報告でございます。22ページをご覧ください。本日、報告が6件でございます。報告第8号「臨時代理の報告について」ですが、こちらにつきましても、傍聴者・事務局職員の退室の必要がございますので、会次第7「行事予定」の説明後に、報告をお願いします。</p>   |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>報告第6号「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」、事務局から説明をお願いします。</p>  |
| 河野教育局長 | <p>それでは、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」、当日配布の資料の別紙1と別紙2をご覧ください。それでは、まず、別紙1からご説明いたします。2月末に新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、全国の小中学校等に一斉休業の要請がありました。2月28日の時点で、3月2日の午後から、3月15日まで臨時休業するということとしました。また、3月6日時点で3月26日の春休み前日まで延長するということで決定をして、学校に通知をしたところです。</p> <p>また、この期間の見直しについては、今後、国の動向、感染拡大の状況を見ながら、総合的に判断をしていきたいということになりました。</p> <p>この臨時休業に伴う、児童生徒の受入ですが、まず、考え方として基本的には自宅待機をお願いしますが、児童クラブに登録している児童については、児童クラブの受入を実施します。さらに児童クラブ、家庭での対応が難しい児童生徒については、学校で受入を行いました。児童クラブの開設時間については、3月3日から14日の土曜日まで、朝の8時から18時までとし、学校職員の協力を得て、対応をしました。さらに3月16日から3月26日までは15時から18時まで児童クラブの対応、ただし朝の8時から15時までは、学校の教職員で対応するというになりました。3月27日から4月6日までの春休みの日程については、朝の8時から18時まで対応をします。</p> <p>次に卒業式についてですが、中学校は、昨日3月16日実施され、小学校は来週3月25日ですが、テレビ等でご覧になったかと思いますが、まず出席については、卒業生と保護者、教職員のための最小限の人数で行うこと。また、来賓の出席はPTA役員のみ。さらに開催にあたっては、式次第を工夫して時間短縮に努めること。参加者の感染防止対策も徹底するというので、感染の状況によっては、延期もしくは中止ということもありましたが、中学校においては全て実施されました。</p> <p>次に3月6日から臨時休業をするにあたって、登校日の設定をしました。1回目が、3月17日の午前中で、2回目が3月26日です。3月17日は通常終業式の日にあたりますが、休業中の課題の確認とか今後の学習についての指導を行う。さらに3月26日については、通知表の交付または、休業中の課題の配布ということで、在校生の出席になります。</p> <p>さらに、3月30日の月曜日は通常なら教職員の離任式を行う日ですが、これについても検討をしているところであります。</p> <p>最後に学校校庭の開放も実施するというので、児童生徒の心身の健康の保持などを目的に実施します。校庭の開放を、今週は3月19日、来週3月23日、次に4月2日というように、午前9時から12時の3時間で設定をしますが、児童生徒が多数来る場合には、学年によって時間を分けたりとか、感染予防に努めていきます。また、基本的に屋外運動場を解放しますが、雨の場合は、体育館や教室を使いながら、感染に気をつけて実施をするということになります。次に裏面をご覧ください。教育委員会所管施設の閉鎖状況です。これについては、ほとんどが3月5日から、</p> |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>3月末まで閉館としています。中央公民館は、3月5日午後から実施をして、最後にきよたけ児童文化センターは3月6日から、3月15日をもって閉館ということになりました。一応、3月31日まで閉鎖になっております。4月1日以降については、市全体の所管施設についても同様の対応をしていくこととなります。</p> <p>別紙2については、これまでの教育委員会の対応、市の対応、国、県の対応ということで、3月2日から休校しましたが、先週3月4日に宮崎市で感染者が確認されたという状況があって、市全体で動いているところでございます。昨日、県教育委員会が今後の対応について、春休み前の3月26日までには、4月以降の対応を決めるということを知っているのので、それによって検討していくことになると思います。説明は以上です。</p> |
| 西田教育長    | ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。  |
| 柳田教育委員   | 本当に突然のことで、教育委員会も大変だったと思いますが、学習内容の補修などはどのように対処されていくのでしょうか。  |
| 押川学校教育課長 | 現在、各学校に3月に学習予定の内容について状況を把握する調査をしております。例えば、3年生で学習する予定のものを、4年生で4月からどういうふうに入れれば消化できるのかということも含めて、各学校で対応を検討をさせていただいているところです。基本的には、卒業する小学校6年生と中学校3年生はほとんどが終了しているが、小学校6年生については、若干残っているところもあるようで、そこについては、進学する中学校に情報を提供して、その部分の補充学習を含めて通常の授業の中で、入れていただくような方向で、今後調整を進めていきたいと考えているところでございます。  |
| 西田教育長    | 3月中に計画を立てておいて、4月に入ってすぐに取り戻せるように準備をしているということです。   |
| 河野教育局長   | 児童の受入状況について、補足説明をさせていただきます。まず、児童クラブについてですが、3,500人ほどの登録がありますが、当初は、5割ぐらいの利用があったんですが、最近では、35%ぐらいの利用ということです。自宅での対応が難しい子どもは学校へ来て下さいということにしているのですが、一日当たり70名前後で、自宅待機での感染予防がある意味、徹底されていると感じています。以上です。  |
| 西田教育長    | 他にないようでしたら、報告第7号「令和2年第1回宮崎市議会定例会（3月）の報告について」、事務局から説明をお願いします。   |
| 河野教育局長   | それでは、当日配布の資料で報告第7号別紙1、2をご覧ください。3月議会が2月21日から令和2年3月13日まで開催されました。まず、一般質問の状況について説明いたします。別紙2をご覧ください。今回、質問は12名の方に71問の質問をいただいたところです。主な質問としては、まず新型コロナウイルスの学校の対応について、2番の上田武広議員と他3名ほど質問をされました。また、3番の谷口真理子議員は、学校教育全般についての質問をされました。松田浩一議員が学校における働き方改革について、9番の日高あきひこ議員が子供の遊び場について、これについては9月の議会以来3回目の質問をいただいている、さらに、12番の富永千香議員からも質問をいただいたところです。                                    |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>ここからは、実は4日目まで17人の通告をいただいたんですが、この開会中に3月4日新型コロナウイルス感染者が出たということで、4日目の議員の一般質問は全て取り下げて、当局においては新型コロナウイルス対応にかかってくださいということになりました。ちなみに、伊地知議員については、体調不良で今回取り下げになりました。</p> <p>次に別紙1をご覧ください。教育委員会関連の議題が3件ありまして、まず、「第1号 令和2年度宮崎市一般会計予算案」と、「第17号 令和元年度宮崎市一般会計補正予算案」、「第48号 宮崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」ですけれども、いずれも原案通り可決をいただきました。ただ、文教民生委員会委員長報告にあります。まず、1件目、学校教育課で小中学校メディア安全指導・SNS相談体制整備事業というのを新規予算としてましたが、これについて、当局においては、メディア安全指導員等を活用し、ブルーライトによる視力への影響等、子どもの健康を守る取組について検討されたいという意見がありました。</p> <p>次に、学校ICT環境整備促進事業についてですが、当局においては、教職員が適切な指導ができるよう、スキルアップに努められたいという意見がありました。</p> <p>最後に、今年度の一般会計補正予算に対する意見として、今回GIGAスクール構想に関して13億の予算を計上しましたが、この学校ICT環境整備促進事業について、既にタブレット端末を導入している他都市の子供たちと操作等のスキルにおいて差が生じている状況を鑑み、先進事例等を研究し、本市の児童生徒のスキル向上につながるよう努められたい。また、特別支援学級においても、一人ひとりの特性に合わせたタブレット端末の使い方ができるよう研究されたいなどのご意見をいただきました。以上が3月定例会の報告です。</p> |
| 西田教育長    | ただいま説明のありました、報告第7号について、ご質問はございませんか。資料をご覧ください。  |
| 委員       | なし。  |
| 西田教育長    | 他にないようでしたら、報告第9号「令和元年度第4回宮崎市いじめ防止対策委員会の報告について」、報告第10号「事故等の報告について」、でございますが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。   |
| 委員       | 異議なし。  |
| 西田教育長    | それでは、これより非公開といたします。  |
| 西田教育長    | それでは、ここで非公開を解除いたします。<br>次に、報告第11号「令和元年度第2回宮崎市青少年指導委員のあり方検討委員会の報告について」、事務局から説明をお願いします。  |
| 黒岩生涯学習課長 | 報告第11号「令和元年度第2回宮崎市青少年指導委員のあり方検討委員会の報告について」、でございます。<br>資料は28、29ページをご覧ください。29ページの概要を載せております。今回、第2回は審議事項として、①前回協議を踏まえた再協議、②指導委員の活動内容に関することについて協議を行いました。主な意見としましては、前回協議を踏まえた再  |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>協議については、3つ挙げておりますが、まず、相談等のスキルを磨く研修というのが必要ではないかということ。青少年の街頭指導時に会話することがあるが、会話の中で相談となったとき、どのように話を聞くかというスキルも磨くことは大事という意見がありました。</p> <p>もう一つの審議事項、指導委員の活動内容に関することについては、街頭指導は指導員の他にも教職員だけの指導とか、PTAの街頭指導、あと少年補導員とって、警察から委嘱を受けている方ですとか、様々なグループで街頭指導というのは行われているということ。祭りなどのときは、まつりえれこっちゃん宮崎とか、花火大会とかの大きな祭りの時は、いろんな学校から生徒指導部会も出ているし、こういったところの整理ができると良いという意見が出ました。</p> <p>今後についてですが、第3回の検討委員会は、今回の内容について、継続して再協議を行う予定としておりますが、コロナウイルス感染予防のため、現在、開催日は未定でございます。この検討委員会では、各地区の実態を把握したうえで、進めていく必要があると感じておりますので、今後、アンケート実施なども行っていきたいと考えております。最終的には、令和2年6月をめぐりに今後の方向性を決定したいと考えております。説明は、以上でございます。</p> |
| 西田教育長    | ただいま説明のありました、報告第11号について、ご質問はございませんか。   |
| 江草教育委員   | 交流センターなどは閉鎖していて、私たちも青パトで回る予定でしたが、回れなくなりました。子どもたちが今どのように過ごしているか気になっていたのが残念でした。  |
| 黒岩生涯学習課長 | 子どもたちが外にいることに、非常に過敏になっている市民の方がいます。むしろ、外にいた方が、健康上良いということがあります。地域振興部が中心になって、地域の団体に子どもたちの見守りをお願いしたいというような文書も出してあります。また、地域の中でそういう声があれば、是非、お願いしたいと思っております。  |
| 西田教育長    | 他にないようでしたら、次に、会次第「5 その他」に移らせていただきます。委員の皆さまから、情報提供等がありましたら、お願いいたします。  |
| 委員       | なし。  |
| 西田教育長    | 他にないようでしたら、「小中学校の空調設備整備の報告について」、事務局からお願いします。   |
| 野口学校施設課長 | <p>今年度から実施しております小中学校における空調設備整備の進捗状況について説明させていただきます。まず、1番目に平成30年度までに整備済みの学校は、航空機騒音対策事業によりまして、小学校8校、中学校6校の合計14校です。これは、宮崎空港や新田原基地周辺にある学校です。</p> <p>次に2番目、令和元年度、本年度に整備した学校で今月中に整備が完了又は完了予定の学校は、小学校9校と中学校19校でございます。ここで完了予定というのは、まだ検査が終わっていない学校があるので、完了予定となっております。これによって、中学校については、全校で完了又は完了予定ということになっております。</p>  |

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>最後に3番目、来年度以降に整備予定の学校ですが、残る小学校30校については、令和3年12月末までにPFI事業ということで、空調設備の整備を完了させる予定です。なお、今回のPFI事業では、2グループから提案があり、最終的に宮崎瓦斯株式会社を代表企業とするグループが優先交渉権者と決定しました。</p> <p>ここで、資料の裏面をご覧ください。先週の13日金曜日に公表した資料でございます。先程、説明しました宮崎瓦斯株式会社を代表とします9社からなるグループが、優先交渉権者として決まりまして、一番下の次点としましては、株式会社共立電機製作所を代表とするグループということで決定したところでございます。説明は以上でございます。</p>  |
| 西田教育長    | ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。   |
| 委員       | なし。   |
| 西田教育長    | 他にないようでしたら、次に「宮崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」、報告をお願いします。   |
| 黒岩生涯学習課長 | 「宮崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」、ご報告いたします。「当日配付 生涯学習課」と書いてある資料をご覧ください。条例の新旧対照表でございます。この条例は児童クラブに関するものでございます。今回の改正は、令和2年3月31日、今月いっぱい終了する児童クラブ支援員の資格要件である研修に係る経過措置を3年間延長し、令和5年3月31日までとするというものでございます。従来、児童クラブの支援員は、保育士であるとか、学校の教員であるとかそういった免許が必要です。ここでいう研修というのは、児童クラブで働くために必要となる知識の習得であり、内容としては、児童クラブの目的や制度に関すること、子どもの発達や障害に関すること、保護者や学校・地域との連携、安全対策等、児童クラブに従事する上で必要な知識を習得するものでございます。先ほど報告がありましたとおり、令和2年第1回宮崎市議会定例会にて原案可決されております。説明は以上でございます。 |
| 西田教育長    | ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。   |
| 委員       | なし。   |
| 西田教育長    | 他にないようでしたら、次に、会次第「6 次回委員会について」、事務局から説明をお願いします。  |
| 川辺企画総務課長 | 次回定例会は、令和2年4月22日（水）、13時40分から教育委員会室において、お願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。  |
| 西田教育長    | ただ今説明のありました日時に、委員会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。<br>続きまして、会次第「7 行事予定」について、事務局から説明をお願いします。  |
| 川辺企画総務課長 | ( 行事予定説明 )  |
| 西田教育長    | 他にないようでしたら、資料4ページにお戻りください。<br>議案第5号「課長相当職以上の職にある者の人事異動について」、議案第6号「宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」、報告第8号「臨時代理の報告について」ですが、こちら   |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> |
| 委員    | <p>異議なし。</p>   |
| 西田教育長 | <p>それでは、ただいまより、非公開といたします。</p>  |
| 西田教育長 | <p>それでは、ここで非公開を解除いたします。<br/>以上をもちまして、第3回定例会を終了させていただきます。</p>         |